

9 虐待防止・差別解消・苦情相談など

1. 障害者虐待防止法について

障害者虐待防止法（正式名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）により、障害者虐待を受けたと思われる人を発見した人は、速やかにこれを市等へ通報する義務があります。通報を受けた市や県が、通報者を特定させる情報を漏らすことはありません。また、虐待を受けている人からの届出・相談にも対応します。

〔通報・届出先〕

守山市障害者虐待防止センター（障害福祉課内）
電話 582-1168（夜間・休日は市役所代表電話 583-2525）FAX 581-0203

滋賀県障害者権利擁護センター（県庁内）電話521-1175 FAX528-4853

2. 障害者差別解消法について

障害者差別解消法（正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）により、行政機関や民間事業者が事業などを行う場合に、障害のある人に対して「不当な差別的取り扱い」をすることが禁止されています。また、障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があったときに、負担になり過ぎない範囲で対応する「合理的配慮の提供」が義務づけられています。

さらに、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例により、「不当な差別的取り扱い」および「合理的配慮の提供」が行政機関、民間事業者、個人のいずれにおいても義務づけられています。

問合せ 障害福祉課 電話582-1168 FAX581-0203

3. 福祉サービスに係る苦情相談

■□ 運営適正化委員会（あんしん・なっとく委員会） □■

運営適正化委員会は、福祉サービスについての苦情を適切に解決するため、社会福祉法の第83条に基づき、都道府県の社会福祉協議会に設置されている委員会です。

障害者、高齢者、子どもなどの福祉サービスについての相談を受け付けています。
〔相談窓口〕

電話 567-4107（祝日除く月～金の午前9時～午後5時）FAX 561-3061
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会（草津市笠山七丁目8-138）